

外国人介護人材を考える

巻頭言……湯川智美

1……日本は私の人生を変えた◆グエン・ティ・ラン

2……介護福祉士養成施設より留学生への指導と支援◆原頼信

3……監理団体と送り出し機関との連携強化の重要性◆リユー・ティー・ビック・ゴック

4……技能実習生の監理団体、特定技能1号の登録支援機関、受入れ施設、事業所に対しての役割支援団体

◆◆門廣繁幸

5……介護人材対策の沿革と外国人介護人材受入れの課題と展望◆濱田和則

COLUMN……介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援◆田中佐千代

COLUMN……介護技能実習評価試験について◆久留善武

やっぱり現場はおもしろい——方向性を出して実践していくには◆坂野悠己

課題解決のための事例検討◆◆社会福祉法人生活クラブ教育研修室

46

障害者をささえる現場から——「ぶつこの日常」を支えること◆◆高野留美

52

LIFE 高齢者介護における実践・活用の意義と課題——LIFEの未来◆◆高野龍昭

54

一から理解する認知症——受け止め◆◆和田行男

59

介護とシーティング——「口から美味しく」の理念実現に向けて◆◆鶴見新生

62

介護職が知っておきたい医学の知識——ポリファーマシー◆◆堀田富士子

64

地域で生きるともに生きる——体制強化に向けた政策動向◆◆菊地月香

66

にほんではたらく。外国人介護職リレーエッセイ◆◆レクト・クリスティン・ラマンダ

68

幸せの国フィリピン下寄り◆◆橋本ライヤ

70

バックナンバーのご案内

72

年間購読のご案内

73

民間社会福祉施設職員等オンライン海外研修・調査のお知らせ

74

公式SNSをフォローしよう！

75

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士都道府県別登録者数

76



NO.130

2024年4月1日発行

表紙illustration●横田ユキオ

FEATURE
特集

外国人 介護人材

を
考
え
る



巻頭言

社会福祉法人六親会理事長

湯川智美



外国人介護人材受入れの仕組みについては4制度があり、経済連携協定であるEPAに加え、一つ目が「技能実習法」で、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的として施行された。介護における技能実習制度に関しては、本制度見直しで、厚生労働省は介護固有の要件に、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の対象職種へ介護職種の追加が行われた。二つ目が在留資格「介護」の創設で、専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という名称の在留資格を設けた。さらに三つ目として「特定技能1号、2号」の創設により、国内で人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性や技術を有する外国人を受入れることができる、つまり労働力となる人材を確保できることを目的としたものである。

国は、一つ目の技能実習制度の抜本的な見直

しのため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、①外国人の人権保護、②外国人のキャリアアップ、③安全安心・共生社会を見直しに当たっての3つの視点をもって最終報告書が取りまとめられた。具体的には技能実習制度を廃止し成就労制度とすること、転籍制限を緩和することや監理団体の適正化などである。

本特集においては、留学生として来日し、現在在留資格「介護」で就労している方の状況や介護福祉士養成施設、相談支援体制、また技能実習生、特定技能1号の実態と支援を行う監理団体や登録支援機関や送り出し機関、受入れ機関である施設などの状況を踏まえ、介護分野における外国人材の受入れ環境や取組などの課題や今後の展望について考察を行う。

湯川智美 Yukawa Satomi

病院勤務にて医療ソーシャルワーカー（MSW）、医事科長、有床診療所事務長を経て、1994年、社会福祉法人六親会設立（現理事長）。2018年、公益社団法人高齢者福祉事業支援協会設立（理事）。淑徳大学総合福祉学部・総合福祉研究科兼任講師、日本医科大学看護専門学校非常勤講師を務める。その他、千葉県社会福祉法人経営者協議会会長などに就任。



私と日本の出会い

はじめに、なぜ私が日本に来ることになったのかについて話したい。

私には目立った点が全くなく、勉強も苦手で、私は自分のことを自尊心が低い女の子だと思っていた。高校卒業試験日の1か月前に偶然インターネット上で、日本の「千葉県留学生受入プログラム」の紹介ページを見つけた。最初は美しい桜だけに関心を持っていたが、国・県及び施設の支援を得られ、働きながら介護福祉士養成施設での留学ができること、日本において介護の知識や技術を習得し、いずれは母国においても貢献できるなど、自分自身が成長できるのではないかと思った。そして自分自身が成長することにより、両親に誇りに思ってもらえることを目

PART

1

F E E T U R E

日本は私の人生を変えた

介護福祉士養成施設への留学、卒業、そして介護福祉士国家資格取得後の就労を経て得たもの

株式会社めいとケア
介護付き有料老人ホームブランドめいと北小金
介護福祉士
江戸川学園おおたかの森専門学校卒業

グエン・ティ・ラン NGUYEN THI LAN



こんな時、他の施設ではどうしているのだろうか？ 課題に対してどういうケアを展開しているのか？ 本コーナーでは、プラスマイナスも含めた事例を現場から提供いただきました。

外部事業所のケアマネジャーとの連携不足が原因で、アウトカム評価の結果を生かせなかった事例

事例の概要

Aさん……男性・40歳代前半・在宅生活

現在の傷病名……双極性障害、糖尿病神経障害、脊髄硬膜外膿瘍

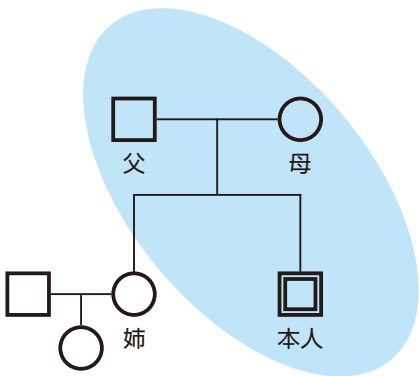
要介護度・自立度・ADL/IADL

……要介護5、障害高齢者の日常生活自立度B2、認知症高齢者の日常生活自立度自立、ADL…食事は自立、排泄は導尿、便はオムツ、着脱は上衣一部介助、それ以外は全介助、座位保持は可能

家族状況・関係……父…60歳代後半。母…60歳代後半。姉…40歳代半ば。

既婚・他市在住・娘が一人。

両親と3人暮らし。父親は定年退職後駐輪場の管理を週3日・朝夕行っている。Aさんの生活費は本人の障害年金内を希望。母親は家事とAさんの介護を担っている。Aさんは、頼



事例提供

社会福祉法人生活クラブ
教育研修室



東洋大学福祉社会デザイン学部教授
高野龍昭 TAKANO Tatsuki

LIFE

科学的介護情報システム

高齢者介護における

実践・活用の 意義と課題

最終回

VOL. **5**
LIFEの未来
令和6年度介護保険制度
改正の動向から考える

介護保険制度改正とLIFE

LIFE（科学的介護情報システム）は介護保険法に規定された公的なデータベースである。その第8次改正法（*1）が令和6（2024）年度以降に施行される。今回の改正においてもLIFEは重要視されており、今後の高齢者介護システム（あるいは医療システム）の発展にあたって「鍵」を握るものの一つである。

例えば、今回の改正点の一つに「介護情報基盤の整備」（**図1**）という新規施策が示されており、この中でLIFEの新たな機能をうかがうことができる。この施行は「改正法の公布後4年以内の政令で定める日」と規定され、令和9年度前後に開始されるこ

介護老人保健施設池袋えびすの郷は豊島区池袋本町にある介護施設である。当施設の特徴は「口から美味しく」の理念の基で摂食・嚥下・口腔ケアに力を入れていることである。理念の実現に向けて施設では、

- ①口腔ケア委員会（月1回）、②ミールラウンド（月3回）、③研修会（年1回）を行っている。

私は作業療法士として食事のときの姿勢を中心に評価、アプローチしている。そこで重要となるのが「シーティング」である。先ほど述べたミールラウンドで介護職員からの情報や自らの知見で車椅子の調節が必要と判断した場合に随時行っている。車椅子の調節、シーティングは重要な要素で作業療法士としての大きな武器になっている。

今回私が紹介したいのはAさんのケース。
ミールラウンドで体幹の傾きが右

第6回

「口から美味しく」の理念実現に向けて

医療法人社団日成会 介護老人保健施設池袋えびすの郷
作業療法士 Tsurumi Aroo 鶴見新生



介 護 と

シーティング



への傾向が強く、食べこぼしも多いとの意見が聞かれた。そこでこれまで使用していた標準型の車椅子から調節の可能なモジュール型の車椅子に変更した。

■1回目の変更

- ①クッションの変更
- ②フットレストの高さ調節

①についてはこれまではウレタン製の標準的なクッションであったが、テトラ型の細かい包みが入ったクッションにした。これにより座面が安定し傾きが減少した。②については足の長さとの適合性に明らかかなギャップが見られた。調節することでさらに座位での安定性が増した。

■2回目の変更

- ①車椅子の背張り調節
- ②アームレストの高さ調節
- ①については脊柱の湾曲に対して